

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年8月14日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階																														
大規模小売店舗の名称及び所在地	ドラッグコスモス豊中店 三豊市豊中町本山甲字百合田881番2ほか																														
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>①駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>位置（別図のとおり）</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>建物北側及び東側 駐車場</td> <td>68台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>建物北側及び東側 駐車場</td> <td>68台</td> </tr> </tbody> </table> <p>②駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>位置（別図のとおり）</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">変更前</td> <td>建物敷地東側 駐輪場No.1</td> <td>38台</td> </tr> <tr> <td>建物敷地北側 駐輪場No.2</td> <td>18台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">変更後</td> <td>建物敷地東側 駐輪場No.1</td> <td>20台</td> </tr> <tr> <td>建物敷地北側 駐輪場No.2</td> <td>18台</td> </tr> <tr> <td>建物北側 駐輪場No.3</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、本公告において「別図」は省略し、その該当図面は下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>			区分	位置（別図のとおり）	収容台数	変更前	建物北側及び東側 駐車場	68台	変更後	建物北側及び東側 駐車場	68台	区分	位置（別図のとおり）	収容台数	変更前	建物敷地東側 駐輪場No.1	38台	建物敷地北側 駐輪場No.2	18台	合計	48台	変更後	建物敷地東側 駐輪場No.1	20台	建物敷地北側 駐輪場No.2	18台	建物北側 駐輪場No.3	10台	合計	48台
区分	位置（別図のとおり）	収容台数																													
変更前	建物北側及び東側 駐車場	68台																													
変更後	建物北側及び東側 駐車場	68台																													
区分	位置（別図のとおり）	収容台数																													
変更前	建物敷地東側 駐輪場No.1	38台																													
	建物敷地北側 駐輪場No.2	18台																													
	合計	48台																													
変更後	建物敷地東側 駐輪場No.1	20台																													
	建物敷地北側 駐輪場No.2	18台																													
	建物北側 駐輪場No.3	10台																													
	合計	48台																													
変更年月日	平成24年7月21日																														
変更理由	自転車利用者の利便性向上のため。																														

2 届出年月日

平成24年7月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成24年8月14日（水曜日）から同年12月14日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年12月14日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から4月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ